

令和3年度第11回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年2月4日（金）
午後1時23分～午後2時28分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 大場 忠勝
9番 大橋 芳信 10番 大浦 清貴
11番 山崎 巖 13番 仲田 茂男
14番 下村 帝 15番 北森 正誠
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子
21番 五十嵐英夫 22番 中井 義則
4. 欠席委員 12番 福山 英則
5. 議 題 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第55号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定区域の変更について
議案第56号 富山市農地移動適正化あっせん基準の変更について
報告事項第49号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第50号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第52号 農地法第5条第1項第7号の規定による競売参加買受適格証明の交付について
報告事項第53号 農地法第5条の規定による許可指令書の訂正について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、12番福山委員から欠席届があり、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和3年度第11回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項5件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。3番山崎委員、4番西田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は10件で、申請面積は34,117.92㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

2番と3番は譲受人が同一であります。ともに労働力不足により、所有権を移転するものです。

4番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番は、財務省所有の国有農地の払い下げです。隣接する農地の所有者に所有権を移転するものです。

6番と7番は、自作地の相互交換により、所有権を移転するものです。

8番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

9番は、社会福祉事業目的による特殊事由の案件であるため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件はありません。また、農地所有適格法人の要件を満たす必要もありません。譲受人は社会福祉法人で、障害を持つ方の就労支援を目的とした所有権移転です。

10番は、高齢により、父と子の妻との間で10年間の使用貸借権を設定するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、議案第53号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。

議案第53号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回4条申請が2件、面積は287㎡、5条申請が10件、面積は4,327㎡です。

それでは、議案書6ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、熊野地区において、貸駐車場を整備する計画であります。申請人は〇〇〇〇の代表であり、ラーメン店を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存駐車場が手狭であり、

昼食時は満車で、路上駐車が目立っており、近隣住民や通行人に支障をきたしていることから、安全性を確保するため、今回、隣接地において貸駐車場を整備し会社に賃貸するものであります。申請書には始末書の添付があります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

4条申請2番は、大山地域大庄地区において住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、滑川市の借家に居住しておりますが、実家隣接地において子が住宅を建築する計画があり、相互扶助を目的に実家に住所を戻すため土地を調査したところ、敷地の一部に登記地目が「田」であることが分かり今回是正するものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして7ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、山室中部地区において、園庭を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人の●●●●は、認定こども園の運営を行っております。旧保育園の老朽化に伴い、令和3年に既存場所に新築、移転し、令和3年4月から保育事業を開始しておりますが、中庭や広場を設置し、認定こども園の許可基準を満たす必要があるため、今回、園庭を整備するものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請2番は、浜黒崎地区において、農機具格納庫を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人の△△△△は、大型農業用器具を10台所有しておりますが、うち6台については、農協の倉庫や構成員の車庫等を借りて配置しており、業務に支障が生じているため、農機具格納庫の設置が急務となっております。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております農用区域内農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

5条申請3番は、神明地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人の職場から近く、医療施設、教育施設、スーパーなどが近隣にあり生活基盤が整っていることから今回、申請地を選定し住宅を建築するものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別

は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書は8ページになります。5条申請4番は、大沢野地域大沢野北部地区において、店舗及び住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は同地区内において蕎麦屋を営んでおります。現在の住居が手狭であること、併せてより多くの集客を見込むため国道沿いへ店舗及び住居を移転するものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請5番は、大山地域大庄地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、農地法4条2番でご説明した案件であり、相互扶助のため実家に隣接する農地部分と宅地部分を使用し住居を建築するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請6番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人が実家の農業を手伝うこと、また相互扶助のため実家に限りなく近い土地を選定し住居を建築するものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請7番は、婦中地域鶴坂地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人が相互扶助のため実家に隣接する農地部分と宅地部分を使用し住居を建築するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

議案書は9ページになります。5条申請8番は、婦中地域朝日地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人が相互扶助のため実家に限りなく近い申請地において住居を建築するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請9番は、婦中地域婦中熊野地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人が相互扶助のため実家に限りなく近い申請地において住居を建築するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請10番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地から半径500mの範囲内に教育施設、地区センター、駅など生活基盤が整っていることから申請地を選定したものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設及び地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。
6番については、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 6番は福山委員の担当であります。1月27日に推進委員及び譲渡人の3名で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路、農業用排水路の機能に支障がないことを確認されております。また、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことも併せて確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第53号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、12ページの7番は▲▲委員、20ページ87番は□□委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、10ページから22ページです。

利用権設定は、今回は100件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が3件、3～5年が15件、6～9年が3件、10年が79件です。設定面積は、451,038.81㎡です。

12ページ1番から17ページ49番までは、農地中間管理機構を通すものであります。17ページ50番から22ページ104番が相対であります。

また、今回は利用権の移転が3件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は22ページの102番から104番です。

新規農家が2件あります。18ページの66番から19ページの73番までは、一般法人である■■■■が新規に農業参入するものです。

■■■■は、不動産の管理、賃貸、売買、仲介並びにコンサルティング、飲食店の経営、健康増進に関する事業、美容に関する事業、フィットネスジムの経営など幅広くサービスを提供している法人です。この度、有機農業を推進、安心・安全な作物を販売・提供するため、ニンニク、ナス、サツマイモ、サトイモ等の野菜の栽培を行い農業参入するものです。また、農地の担い手不足の解消や後継者不足の解消も目指しております。

富山農林振興センターやなのはな農協から指導を受ける予定です。

農機具については自己所有、一部借用しております。販売先は、富山中央青果株式会社を予定しております。

21ページの92番から95番は新規農家の案件であり、農協に勤務していた本人が、後継者不足解消のため自ら農業経営を行い、農地を借り呉羽梨の栽培を行うものであります。農業の指導については、新規就農者支援制度を利用して先進農家の方に指導をってもらう予定となっております。

農機具については、トラクター自己所有、噴霧器は購入予定、作業所は借用予定となっております。農作業従事者は本人です。販売先はなのはな農協呉羽梨選果場に出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、7番と87番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、7番と87番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、7番について、審議いたしますので、▲▲委員は退室をお願いします。

<▲▲委員退室>

会長 それでは、7番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、7番について、異議はないものといたします。

▲▲委員は入室をお願いします。

<▲▲委員入室>

会長 続きまして、87番について、審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

<□□委員退室>

会長 それでは、87番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積

計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

異議なしとのことでありますので、87番について、異議はないものといたします。

□□委員は入室をお願いします。

<□□委員入室>

会 長 改めまして、議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第55号農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定区域の変更について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第55号農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定区域の変更についてご説明いたします。議案書のページは23ページから24ページです。

本日配付しました資料と併せてご覧下さい。

農地法第3条の許可要件の1つである下限面積要件について、富山市では中山間地域に指定されている、大沢野地域の下タ地区・小羽地区、大山地域の庄地区を除く全域、八尾地域の杉原地区及び保内地区の一部を除く全域、婦中地域の音川地区、山田・細入地域の全域において、10aに緩和しております。

このたび中山間地域の指定エリアが拡大されたことに伴い、別段の面積の設定区域を変更するものです。

別段の面積の富山市の設定の考え方としまして、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の基本的な考え方にもありますように、富山市は、平坦地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進していかなければなりません。

特に中山間地では遊休農地の発生が懸念されることから、その発生拡大防止に努めていく方策として別段の面積を設定するものであります。

その設定の根拠としましては、農地法施行規則第17条の第2項の「耕作などがなされないと見込まれる農地が相当程度存在

していること」かつ、「これまで新規就農者などの参入による農地の利用が『別段の面積』を定める区域内及びその周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じていないこと」を採用し、農地の保全と有効利用に、新規就農の促進が不可欠であると判断した「中山間地域内」において『別段の面積』を定めております。

「中山間地域」につきましては、資料3ページをご覧ください。

富山県が“中山間地域と定義している「山村振興地域」や「特定農山村地域」の指定区域”の範囲内、地図では富山市の色のついてい部分及び赤枠で囲まれた部分であります。棚田法の制定により池多地区が中山間地域に追加されました。

資料4ページをご覧ください。

赤線内の部分が現在『別段の面積』を設定している区域で、中山間地等直接支払のある地区等を基準に平成21年に設定してしたものでありますが、設定から10年以上経過し、中山間地等直接支払のある地区に追加があったため、見直しを行うものであります。

変更（案）としまして、中山間地等直接支払のある池多地区の三熊と古里地区の婦中町新町を追加します。

議案書23ページにお戻りください。

施行期日は令和4年2月15日です。

24ページの新旧対照表をご覧ください。

先ほどご説明しました三熊と婦中町新町の追加のほか、修正すべき点がありましたのでそちらも併せて行います。

大山地域については、大庄地区以外を別段の面積に指定するとしておりますが、別段の面積が設定されていない大庄地区である馬瀬口が含まれており、別段の面積が設定されている福沢地区の馬瀬が含まれていなかったため、それを訂正するものです。

八尾地域につきましては、「八尾町八尾町」を「八尾町」に訂正いたします。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定区域の変更について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 　　特にご意見、ご質問等がないようですので、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定区域の変更について、原案通りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第55号農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定区域の変更について、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第56号富山市農地移動適正化あっせん基準の変更について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第56号富山市農地移動適正化あっせん基準の変更について説明いたします。議案書のページは25ページから26ページです。本日配付しました資料と併せてご覧ください。

あっせんとは、農地の売買について、農地の所有者から農業委員会に申し出があった場合に、農業委員会が買い手を選定することです。

これまでこのあっせん基準は、主に農地中間管理機構の特例事業で適用しておりました。この事業は、農地所有者からの申出により農地を中間管理機構に売却し、その後中間管理機構から耕作者に売却するもので、その場合の買い手は「富山市農地移動適正化あっせん基準」で規定する基準を満たす必要がありました。

この事業により売買をした場合、売り手は譲渡所得800万円の特別控除を受けることができます。

農業経営基盤強化促進法の規定に基づく所有権移転についても、買い手の要件としまして「富山市農地移動適正化あっせん基準」を準用しております。こちらの制度は本市では令和3年1月から運用を開始しております。

中間管理機構の特例事業と同様、譲渡所得の特別控除を受けることができ、さらに買い手側にも税制上の優遇措置があるため、実態としては農地中間管理機構の特例事業から基盤法による所有権移転に移行しております。

「市あっせん基準」では、買い手の条件の一つとしまして、「権利取得後の経営面積が、本市の農家の平均面積以上で農業委員会が定める基準面積を超えるもの」と定めております。

富山市のあっせん基準面積は、農林業センサスの数値等を元に調整したものを採用しております。新しい農林業センサスが公表されるごとに見直し協議を行ってまいりました。昨年、2020年農林業センサスの数値が確定されたため、基準面積の見直しを行うものです。

資料の裏面をご覧ください。

変更案につきましてはこちらの表の通りとなります。

水稻につきましては2020年農林業センサスの数値に基づきま

すと、1経営体あたりの平均面積は239aとなります。同様に、果樹は51a、露地野菜は39a、施設野菜は21a。露地の花きは25a、施設の花きは12aとなっております。

この基準は今後5年間適用するため、担い手集積化を鑑み、平均の1.2倍の面積を基準面積とするのが事務局の案でございます。

水稻が286a、果樹は61a、露地野菜は46a、施設野菜は25a。露地の花きは30a、施設の花きは14aとなります。

なお、あっせん基準を変更する場合は県知事の認定を受ける必要があるため、農業委員会で決定した後、県に変更申請いたします。認定には数週間かかる見込みです。

また、基準変更に伴い、基盤法による所有権移転の面積要件も変更となります。

以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました、富山市農地移動適正化あっせん基準の変更について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 　特にご意見、ご質問等がないようですので、富山市農地移動適正化あっせん基準の変更について、原案通りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 　異議なしとのことでありますので、議案第56号富山市農地移動適正化あっせん基準の変更について、原案通り決定いたします。

会 長 　続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第49号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第50号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第52号 農地法第5条第1項第7号の規定による競売参加買受適格証明の交付について
報告事項第53号 農地法第5条の規定による許可指令書の訂正について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 　報告事項第49号農地法第3条の3の規定による受理について、

ご報告します。

議案書は、27ページから30ページです。

今回の受理件数は16件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望はありませんでした。

報告事項第50号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは31ページから38ページまでです。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が16件、合わせて20件、面積は合わせて13,648.00㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、34ページ5条の4番、35ページ5条の8番、35,36ページ5条の9番です。

報告事項第51号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、39ページから50ページです。

解約件数は39件で、解約面積は135,893㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第52号農地法第5条第1項第7号の規定による競売参加買受適格証明書の交付についてご報告いたします。議案書のページは51ページです。

北陸財務局が、富山市西田地方地内の農地を対象として令和4年1月5日から4月4日までの期間に実施する国有財産売払について、適格証明書を1件発行いたしました。

農地法第5条の規定による許可指令書を訂正したので報告いたします。議案書のページは52ページです。

婦中町十五丁において許可した案件について、申請書に記載のあった登記地目に誤りがあったため、許可書においても地目を田から畑へ訂正したものであります。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。